

接種日時点の年度における下記上限額の範囲内で払い戻します。

なお、上限額については接種1回あたりの額です。

年度	払戻額の上限額 (領収書等を提出できる場合)	払戻額 (領収書等を提出できない場合)
平成25年度	15,600 円	12,600 円
平成26年度	15,960 円	12,960 円
平成27年度	15,960 円	12,960 円
平成28年度	15,960 円	12,960 円
平成29年度	15,960 円	12,960 円
平成30年度	15,960 円	12,960 円
平成31年度 (令和元年度)	15,960 円	12,960 円
令和2年度	16,500 円	13,200 円
令和3年度	16,500 円	13,200 円